

ようこそ

YOKOSO

7

2023 JULY VOL. 102

無料

毎月1回30日発行 2023年7月9日発行 第9巻第7号 北インド版

今月の特集

インド発、新鮮でおもしろい情報をお届け 6



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン

formulagroup



FORMULA
GROUP
Mobility Managed®

私たちのバリューは、
あなたが決める。



松田博司
日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com

プラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任 (EPR)

プラスチックはその特性から、日常生活で最もよく使われる製品のひとつです。しかし、プラスチック製品の適切な廃棄は、環境保全のためにとっても重要なことです。プラスチック廃棄物の適切な処理を行うため、インド政府は2016年にプラスチック廃棄物管理規則を制定し、業界の変化に合わせて随時改正をしてきました。これらの改正の一環として、政府は2022年2月にEPR規制を通達しました。本記事では、プラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任 (EPR) 規制に関する基本的な疑問にお答えします。

1. プラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任 (EPR) とは

その名が示すように、プラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任 (EPR) とは、廃棄物の処理も含め、製品の最初から最後まで、環境に配慮した健全な管理を行う生産者の拡大責任を意味します。プラスチック廃棄物の適切な処理はプラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任 (EPR) の一環です。

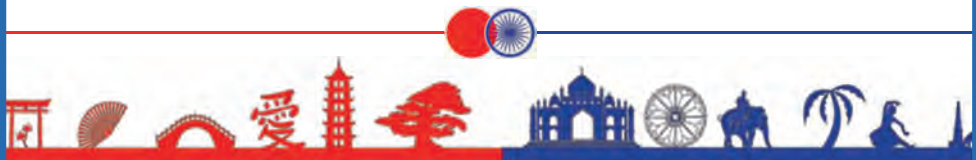
州公害防止委員会 (SPCB)、公害防止委員会 (PCC)、中央公害防止委員会 (CPCB) よりプラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任 (EPR) の証明書が発行されます。

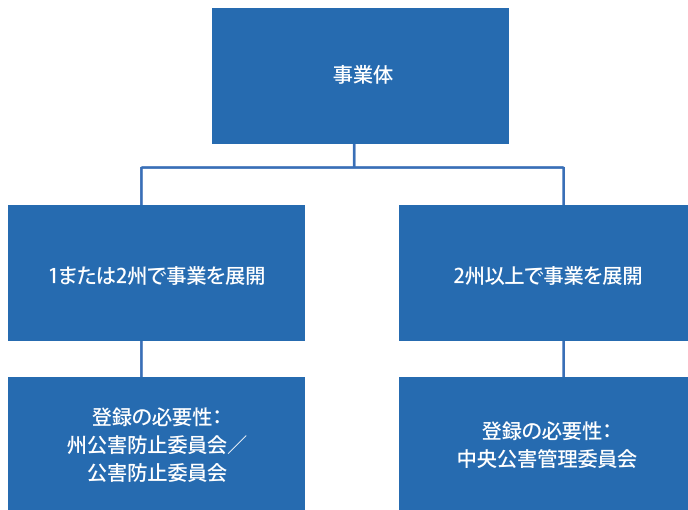
2. 中央公害防止委員会 (CPCB) のオンラインポータルに登録する必要がある人とは

以下の事業体 (PIBO) は、中央公害防止委員会 (CPCB) が開発したオンラインポータルに登録する必要があります：

- 生産者 (P)
- インポーター (I)
- ブランド・オーナー (BO)
- プラスチック廃棄物処理業者 (PWP)
 - (a)リサイクル、(b)廃棄物エネルギー、
 - (c)廃油、(d)産業・工業コンポスト化

Extended Producer Responsibility (EPR)?





ブランド・オーナー (BO) (電子商取引や小売チェーンを含む)のうち、零細・中小企業省はインド政府の (Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises) の基準に従い「零細」または「小規模」企業に該当する者は、公害防止委員会への登録義務が免除されます。

3. 中央公害防止委員会 (CPCB) のオンラインポータルへの登録方法

<https://eprplastic.cpcb.gov.in/#/plastic/home>登録・ログインが必要です。詳細なガイダンス・マニュアルは、ホームページでご覧いただけます。



4. 事業者 (PIBO) 登録時のKYC (Know Your Customer) に必要な基本的書類とは

- 申請者の納税者番号 (PAN) カードおよびGST (Goods & Services Tax) 登録証明書のコピー
- 事業者 (PIBO) が営業している全ての州におけるGST (Goods & Services Tax) インボイスのコピー
- 権限を有する担当者の納税者番号 (PAN) および インドの国民識別番号 (Aadhaar) のコピー



5. プラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任 (EPR) の
対象となるプラスチック梱包・包装カテゴリ

プラスチック梱包・包装カテゴリ

カテゴリ 1

硬質プラスチック梱包・
包装

カテゴリ 2

- 単層・多層フレキシブルプラスチック梱包・包装
- プラスチックシートおよびプラスチックシートのカバー
- キャリーバッグ、プラスチック小袋、パウチ

カテゴリ 3

多層プラスチック梱包・
包装

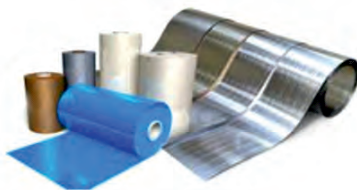
Category I

Rigid package plastic



Category II

Flexible plastic packaging of single layer or multilayer (more than one layer with different types of plastic)



Category III

Multilayered plastic packaging (at least one layer of plastic and at least one layer of material other than plastic)



Category IV

Plastic sheet or like used for packaging as well as carry bags made of compostable plastics



6. 「プレ・コンシューマー」「ポスト・コンシューマー」プラスチック梱包・包装廃棄物とは

プレコンシューマー・プラスチック梱包・包装廃棄物とは、製品が最終消費者に届く前に製造段階や製品の梱包・包装段階での不良品や、廃棄されたりす際に発生するプラスチック類です。

ポストコンシューマー・プラスチック梱包・包装廃棄物とは、最終消費者がパッケージを開封した際に発生するプラスチック類です

7. 生産者と輸入者のプラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任(EPR)の対象とは

プラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任(EPR)の対象は、事業体(PIBO)によって市場にもたらされたプラスチック廃棄物です。

8. すべての事業体(PIBO)、大気・水質法に基づく同意書を提出する必要性について

すべての生産者は、中央公害防止委員会(CPCB)/州公害防止委員会(SPCB)へ生産施設に発行された同意書を提出する必要があります。

独自の生産施設を持つブランドオーナーは、中央公害防止委員会(CPCB)/州公害防止委員会(SPCB)に同意書を提出する必要があります。

9. 登録および免許更新のための法定手数料

- ・ 事業体(PIBO)登録申請料金

S No.	プラスチック廃棄物量(TPA)	法定費用(INR)
1	< 1000	10,000
2	1000 to 10000	20,000
3	> 10000	50,000

- ・ プラスチック廃棄物処理業者(PWP)

(a)リサイクル、(b)廃棄物エネルギー、(c)廃油、(d)産業・工業コンポスト化

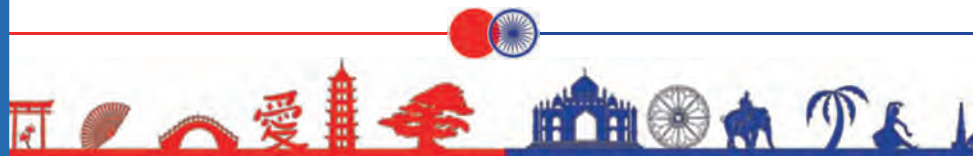
S No.	プラスチック廃棄物量(TPA)	法定費用(INR)
1	< 200	5,000
2	200 to 2000	20,000
3	> 2000	50,000

- ・ 更新料-登録料(法定費用)と同額
- ・ 年間手続料-登録料の25% 事業体(PIBO)およびプラスチック廃棄物処理業者(PWPs)

10. プラスチック廃棄物を収集する事業者は、プラスチック廃棄物処理業者(PWP)としての登録は必要ですか

はい、以下1つ以上に従事している場合は必要です。

- ・ リサイクル
- ・ 廃棄物のエネルギー
- ・ 廃油
- ・ 産業・工業コンポスト化



11. 事業体(PIBO)が自社で梱包・包装用プラスチックのリサイクル装置を所有している場合は

事業体(PIBO)は、「事業体(PIBO)」としての登録と「リサイクル業者」としての登録の両方を、関連書類とともに行わなければならない。クレジットはリサイクル業者にのみ発行され、事業体(PIBO)へのクレジットの取引は文書化されなければならない。

12. 申請が却下された場合の手続きとは

申請者は、同じログイン認証情報を使用してポータルから再度申請し、法定料金を再度支払わなければならない。

13. ブランドオーナーがプラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任(EPR)がポータルに登録されていない場合の生産者/輸入者の責任とは

生産者/輸入者はポータルに登録することができ、ブランドオーナーが現時点でプラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任(EPR)ポータルに登録されていない場合、プラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任(EPR)目標達成のための責任は、ポータルでの年次報告書記入時に調整されます。

14. 製品の第三者製造業者に関連するプラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任(EPR)とは

第三者がブランド名を持たない場合、EPR責任は、製品の販売先である当該ブランドオーナー/生産者が負うことになります。

15. 輸出用に製造された製品は、プラスチック廃棄物管理における拡大生産者責任(EPR)の義務を免除されますか

はい

16. EPRポータルへの輸入者登録手続きには約3~4ヶ月かかるが、輸入品の通関がこれほど遅れるとサプライチェーンが混乱するが、このような状況をどのように対処するのか

税関は2023年2月8日付で常備命令No. 03 / 2023 (2023年2月8日付)を発出し、このような場合に迅速な通関を行うための詳細な手続きを説明しています。この手順に忠実に従えば、このようなケースで通関が税関当局によって保留されることはありません。

備考

この記事は、一般的な性質の情報を含んでいます。この情報は一般的なガイダンスに過ぎず、いかなる形でも専門家のアドバイスの代用となるものではありません。読者の皆様が弊社からの具体的なアドバイスを必要とされる場合は、別途弊社までご連絡ください。

クレイマンに関しまして

KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザリーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザリー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士(CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。

